

令和 7 年第 8 回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会長桐澤いづみは、令和 7 年 8 月 21 日付を以って、同 8 月 28 午後 3 時 00 分から鹿嶋市役所 3 階 301 会議室において、第 8 回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

議事日程

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名人の選任について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可に係る買受適格証明願について（公壳）
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 現況確認証明願（非農地証明）について
- 議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- 第 4 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- 報告第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消について
- 報告第 5 号 水戸地方法務局鹿嶋支局登記官からの農地の転用事実に関する照会回答について
- 報告第 6 号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 8 号 使用貸借解約書による通知について
- 報告第 9 号 農用地利用集積等促進計画の認可について
- 報告第 10 号 農地振興地域整備計画の変更について
- 報告第 11 号 鹿嶋市地域計画の変更について

会議の経過

(開会 午後3時00分)

議長 ただいまの出席委員は、13名であり「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立了しました。

それでは、令和7年第8回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日の欠席委員でございますが、1番出頭勝美君より欠席する旨、届出がございました。

議長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「会期の決定について」は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

次に、日程第2「議事録署名人の選任について」は、議席順でございますので私から指名させていただきます。

2番笠本真由美君、3番清宮茂信君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長兼課長飯塚俊行君を任命いたします。

次に日程第3、議案第1号ないし議案第5号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ遂次、報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第20条第2項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議長 日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を付議いたします。

まず議案第1号番号2について、10番笠貫順一君は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項の議事については、その議事に参与することができない」と定められておりますので、議案終了までお待ちいただき、審議いたします。

事務局に説明を求めます。

係長岡本圭君。

係 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

番号2についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、農作業に従事する日数は年間300日、農地の所有につきましては、自作地約435アール、借入地約774アール、貸付地約5アールでございます。申請地の作付け計画は、松を予定しております、周辺地域への影響はないものと思料されます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

議 長 番号2田谷地内案件について、隣接委員の16番谷田川延秀君にお願いします。

16番 はい、16番谷田川です。27日に現地調査をいたしました。現地につきましては畠になっておりまして、申請内容等特に問題がないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告についてご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号番号2について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」番号2については、原案のとおり許可することと決定いたします。

ただいま、議案第1号番号2については、審議終了いたしましたので、10番笠貫順一君に対する議事参与の制限を解除いたします。

次に、番号1及び番号3ないし番号5について事務局に説明を求めます。

係長岡本圭君。

係長 番号1についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、耕運機1台、農用トラック1台、草刈機2台、農作業に従事する日数は年間200日、農地の所有につきましては、自作地約71アール、借入地約278アール、貸付地約23アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻、ほか野菜を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号3についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、耕運機1台、トラック2台、農作業に従事する日数は年間180日、農地の所有につきましては、自作地約16アール、借入地約39アールでございます。申請地の作付け計画は、キャベツを予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号4についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター4台、耕運機1台、芋堀機3台、つる刈機3台、トラック4台、軽トラック1台、フォークリフト1台、農作業に従事する日数は年間300日、農地の所有につきましては、自作地約406アール、借入地約1020アールでございます。申請地の作付け計画は、甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号5についてです。本案件につきましては、7月総会時に第3条の報告案件で提出されております農地中間管理機構（茨城県農林振興公社）の特例事業案件でございます。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事

由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、コンバイン1台、田植機2台、乾燥機2台、トラック1台、農作業に従事する日数は年間240日、農地の所有につきましては、自作地約239アール、貸付地約11アールでございます。申請地の作付け計画は、松を予定しております、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に担当地区委員の調査結果について報告を求めます。

番号1 武井地内案件について、6番大槻勝敏君にお願いします。

6番 はい、6番大槻です。8月26日に現地調査を行いました。現在は耕作をしておりますので、問題ないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 ご苦労様でした。

次に番号3明石地内案件について、2番笛本真由美君にお願いします。

2番 はい、2番笛本です。農地法第3条の規定による許可申請番号3についての現地調査結果をご報告いたします。調査日は8月26日でございます。現地の方は既に作付け可能な状態でした。周りの環境からみて何ら問題はないと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 ご苦労様でした。

次に番号4荒野地内案件について、7番橋本正君にお願いします。

7番 はい、7番橋本です。調査日は8月26日、現在サツマイモが作付けされております。この周辺同様サツマイモが作付けされており問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 ご苦労様でした。

次に番号5沼尾・須賀地内案件について、16番谷田川延秀君にお願いします。

16番 はい、16番谷田川です。27日に現地調査を行いました。現地は豊郷台土地改良区で造成される予定の区域でございます。農林振興公社から従前地底地の売買であり問題はありません。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号番号1及び番号3ないし番号5について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」番号1及び番号3ないし番号5については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可に係る買受適格証明願について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

係長岡本圭君。

係長 それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に係る買受適格証明願（公売）について」ご説明いたします。

番号1についてです。願出人及び公売に係る土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。願出人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック2台、農作業に従事する日数は年間150日で、農地の所有につきましては、自作地約2アール、借入地約272アールでございます。申請地の作付け計画は水稻を予定しております、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号2についてです。願出人及び公売に係る土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。願出人の農機具等の保有につきましては、耕運機1台、軽トラック1台、農作業に従事する日数は年間160日で、農地の所有につきましては、自作地約95アールでございます。申請地の作付け計画は水稻を予定しております、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号3についてです。願出人及び公売に係る土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。願出人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、農作業に従事する日数は年間250日で、農地の所有につきましては、自作地約143ア

ールでございます。申請地の作付け計画は水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

なお、本案件番号1ないし3に関しては、証明書を交付された者が落札し、農地法第3条の規定により許可申請書が提出された場合、速やかに許可指令書を交付といった流れになることから、本案件証明の承認及び落札後における農地法第3条の許可が相当であるかを併せてご審議いただくものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。それではお諮りいたします。

議案第2号について、願い出のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第2号「農地法第3条の規定による許可に係る買受適格証明願について」は、願い出のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

補佐飯島優君。

課長補佐 それでは議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

はじめに番号1について、転用目的は砂利洗浄場所への搬入搬出路でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、茨城県鹿行県民センターより採取計画認可申請書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

つづきまして番号2について、転用目的は太陽光発電施設の設置でござい

ます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ、系統連系受電サービス料金のご案内が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。なお、本申請は昨年12月25日付け鹿農委指令第152号におきまして許可を受けた案件であります。当初は、貸借による土地利用を計画しておりましたが、今回売買による所有権の移転とする予定であります。本総会の報告第4号にて当初の賃貸による許可を取消し、今般再申請を行うこととなりました。また、地域計画区域については、地域計画策定当初より除外がされております。

つづきまして番号3について、転用目的は自己用住宅でございます。農地の区分は、土地改良事業が施工され農地が集団的に存在している区域内であるため、第1種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書、都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。また、鹿島湖岸南部土地改良区より意見書が添付されております。資金計画としましては、全額住宅ローンによる借入を計画しており、取引先金融機関の住宅ローン事前審査結果のお知らせの写しが添付されております。なお、地域計画区域につきましては、令和7年8月1日付けで除外されております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

16番 谷田川延秀君。

16番 はい、16番 谷田川です。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日は、8月18日月曜日でございます。調査委員につきましては、今村会長代理、出頭委員そして私と事務局より飯島課長補佐、小林主事の5

名で調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし3につきまして、事務局から申請された書類等の説明を受け現地を確認したところ、申請内容等特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」番号1ないし番号3については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

係長岡本圭君。

係長 議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」ご説明いたします。
番号1についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域の農地で、昭和52年頃から宅地となっておりますが、登記上の地目が畠となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、昭和52年新築の店舗が記載された「全部事項証明書」が添付されております。

番号2についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域の農地で、昭和44年頃から宅地となっておりますが、登記上の地目が田となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。

これらを確認する資料として、昭和44年築の居宅が記載された「令和7年度 家屋評価証明書」が添付されております。

番号3についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域の農地で、平成14年頃から原野となっておりますが、登記上の地目が畠となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。

これらを確認する資料として、「平成14年10月14日撮影 空中写真」が添付されております。

以上でございます。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

16番 谷田川延秀君。

16番 はい、16番 谷田川です。議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」現地調査の結果をご報告いたします。調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。

願出人、願い出に係る土地、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし3につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、願い出のとおり非農地に認められると判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第4号については、願い出のとおり証明することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）」番号1ないし番号3については、願い出のとおり証明することと決定いたします。

議長 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項

の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 それでは議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和7年8月12日付け、鹿嶋市長より「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」農業委員会の意見を求められております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長津島応紀君。

課 長 議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

まず貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。田の新規については30筆で面積が32, 534平方メートル、畠の新規については41筆で面積が108, 360平方メートル、合計いたしますと71筆で面積が140, 894平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）」は、原案のとおり承認することと決定いたします。

議 長 続いて、日程第4報告第1号ないし報告第11号についてであります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」ないし

報告第11号「鹿嶋市地域計画の変更について」は、鹿嶋市農業委員会事務局処務規程第6条に基づき、専決処分いたしました。

議長 ただいまの報告につきまして、ご意見ご質問等ございませんか。
なければ、次に7月の総会において事業者への聞き取りを命じた現況確認証明願（非農地証明）3件について、その結果を事務局に報告させます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 令和7年7月総会議案第5号「現況確認証明願（非農地証明）」に係る聞き取りについて説明させていただきます。

聞き取りを行いました令和7年7月総会議案第5号番号2ないし4につきましては、隣接地において太陽光発電施設設置の申請があり、本件3筆の土地について念のため申請代理人に確認したところ、本件土地については、非農地後に市内にて建材事業を営む者が購入を目的としており、売買の簡素化を目的として非農地証明願の申請に至ったものです。非農地化後については、草木樹木を伐採し、土取りの後、重機置き場や農地回復など計画している旨の説明を受けました。当初懸念しておりました太陽光発電施設の設置はなく、確定的な利活用が決まっていない状況であると思料し、非農地と認められないとする状況等もないことから、非農地証明を発出いたしましたことを報告させていただきます。

議長 ただいまの報告につきまして、ご意見ご質問等ございませんか。

7番 はい、議長。

議長 7番橋本正君。

7番 ひとつお聞きしたいことがあります。今日土地改良区に用事があって寄つてきたのですが、鉾田市では第1種農地から第3種農地まで太陽光発電施設に関して、細かい規制がされたと土地改良事務所に情報が入っているということは鹿嶋市の方にも入っているのかお聞きしたい。実際にみなさんにそういうふうになっていますよと通知してもらいたいと思いまして以上です。

議長 昨年ですかね、条例の方を制定したという話は鉾田の会長さんからもまた他の情報からも入ってはいますけれども、後で事務局の方でお願いします。

事務局 はい、ありがとうございました。鉾田市で昨年の10月、会長のほうからもありましたが、条例の制定ということで、これまでと同じように許可申請が必要なのですが、太陽光発電施設設置そのものを規制する条例ではありません

せん。その関係で鉢田市内に設置しようとしていた事業者が鉢田市を諦め、鹿嶋市内あるいは行方市内に設置場所を変更したというケースが去年から少し出ているというような状況であります。それを受け昨年笠貫委員より何度も要望がありまして、会長から市長に要望をしており、鹿嶋市でもなんらかの規制ができないものかという経過がありますが、鹿嶋市においては、まだ条例の制定までは至っていないというような状況でございます。

以上でございます。

7番 その条例のようなものをこちらでは貰ってないですか。

事務局 直接は頂いていないのですが、ホームページから引っ張ったものはありませんので、次回の総会の時にでもまた情報提供ということでお知らせさせていただきます。

議長 以上でございますが、よろしいでしょうか。
ほかにございますか。

なければ、以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年第8回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時34分)

上記のとおり会議のてん末を記録し、署名する。

鹿嶋市農業委員会長

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

